

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構  
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1 計画期間 令和3年4月1日 ～ 令和7年3月31日

2 目標と取組内容・実施時期

目標1：計画期間内に、年次有給休暇の取得日数を、一人あたり年間10日以上とする。

《 取組内容 》

●令和3年4月～

- ・職員が年次有給休暇を取得しやすい環境づくりを行うよう、各部門長へ周知徹底する。
- ・子どもの休み（夏休みなど）、学校行事（入学式など）、家族のイベント（結婚記念日など）など、職員が子どもや家族とふれあう機会を増やせるよう年次有給休暇の計画的な取得を促進する。

目標2：計画期間内に、所定外労働時間を一人あたり年間120時間未満とする。

●令和3年4月～

- ・職員が所定外労働をすることなく定時に帰宅しやすい雰囲気や環境づくりを行うよう、各部門長へ周知徹底する。
- ・所定外労働時間の原因分析を行い、所定外労働時間が多い部門には業務改善を促す。